

## ◆ 高額療養費の現物支給とは

病気などで病院等に長期入院した場合には、医療費の窓口負担が高額となります。しかしながら事前に保険者（共済組合）から「**限度額適用認定証**」（以下、認定証）を受け、医療機関の窓口で提示することにより、窓口での一部負担金等の支払額が自己負担限度額までとなります。

- ※ 組合員および被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から治療を受けた場合です。
- ※ 組合員の所得区分に応じて限度額が違います。
- ※ 高齢受給者の方は、「高齢受給者証」を窓口で提示していただくことで、窓口負担が自己負担限度額までとなりますので、認定証の手続きの必要はありません。

### 【高額療養費の自己負担限度額（70歳未満の者）】

【改正後】平成27年10月～

| 所得区分 | 標準報酬月額           | 自己負担限度額   | 附加給付基礎控除額<br>(組合員の最終的な自己負担額) |
|------|------------------|---|------------------------------|
| ア    | 83万円以上           | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>〔多数回該当：140,100円〕 | 50,000円                      |
| イ    | 83万円未満<br>53万円以上 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>〔多数回該当：93,100円〕  |                              |
| ウ    | 53万円未満<br>28万円以上 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>〔多数回該当：44,400円〕   | 25,000円                      |
| エ    | 28万円未満           | 57,600円<br>〔多数回該当：44,400円〕                      |                              |
| オ    | 住民税非課税           | 35,400円<br>〔多数回該当：24,600円〕                      |                              |

\*多数回該当・・・診療月を含む過去1年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降

【医療費の算定方式】 総医療費・・・100万円 かった場合（所得区分：ウ）

#### 《認定証を利用しない場合の給付の流れ》

| 法定給付（7割） | 窓口負担（3割）30万円 |         |         |
|----------|--------------|---------|---------|
| 70万円     | 高額療養費        | 附加給付    | 自己負担    |
|          | 212,570円     | 62,400円 | 25,030円 |

窓口負担30万円 その内279,970円が後日給付される。

(計算方法) 高額療養費：212,570 = 1,000,000 × 0.3 - (80,100 + (1,000,000 - 267,000) × 1%)

附加給付：62,400 = 300,000 - 212,570 - 25,000 (100円未満切り捨て)

#### 《認定証を利用した場合の給付の流れ》

| 法定給付（7割）+高額療養費            | 窓口負担 87,430円 |         |
|---------------------------|--------------|---------|
| 912,570万円（高額療養費 212,570円） | 附加給付         | 自己負担    |
|                           | 62,400円      | 25,030円 |

窓口負担87,430円 その内 62,400円 が後日給付される。